

会議録（公開用）

附属機関又は 会議体の名称	第7回 豊島区景観審議会デザイン検討部会	
事務局（担当課）	都市整備部 都市計画課	
開催日時	平成29年10月18日（水） 午前9時00分～12時00分	
開催場所	豊島区役所本庁舎5階 会議室510	
会議次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>議事1：景観事前協議案件</p> <p>報告：景観事前協議後の経過について（西巣鴨橋）</p> <p>議事2：景観重要公共施設の指定について</p> <p>議事3：景観形成特別地区の指定について</p> <p>議事4：景観形成ガイドライン屋外広告物編について</p> <p>3. 閉会</p>	
公開の 可否	会議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	志村 秀明（芝浦工業大学工学部建築学科教授）・後藤 春彦（早稲田大学大学院創造理工学研究科教授）・篠沢 健太（工学院大学建築学部まちづくり学科教授）、杉山 朗子（株式会社日本カラーデザイン研究所景観事業部長）・鈴木 立也（株式会社デザインステージ代表取締役）
	事務局	都市計画課長・都市計画課都市計画グループ
傍聴者	1名	

審議経過

1 開会

2 議事

議事 1 : 景観事前協議案件

(事業者)

資料の説明

(委員)

- ・住宅地の中の大規模な施設として、防災上の役割をどう考えているのか。
- ・全体をセットバックしており、とても良い計画だと思う。歩道上空地を1～2mとしているが、特に北西側の通学路となる部分は既存樹の桜がある部分の道路幅程度が確保されると良い。一度つくったものがずっと残るので、可能であれば、2m程度の幅員が確保されると良い。
- ・U字溝で排水をとっているようだが、幅が60cm程度あるのも気になっている。
- ・歩車道分離の形をとった場合に、歩道と車道とで15cm程度の段差ができるが、ユニバーサルデザインの観点から、車椅子の方々の昇り降りをどう考えているのか。
- ・桜の樹からの流れがとてもいいと思っている。さらに、次の列の樹木を道路側に配置し、車と人が通る道の間には樹が配置され、並木道ができると良いと思う。そうすると、歩道の段差は2cm程度でも大丈夫となったり、樹を植えても有効幅員2m程度とると良いとなるのではないかな。

(事業者)

- ・防災上の役割については、東京都の都立高校では一時避難の受け入れのみを行っている。現状、豊島区との協定で避難所に指定されており、新庁舎については、今後協議すると伺っている。
- ・歩道上空地については、学校側からグラウンドを大きく取りたいという要望があり、また、校舎やテニスコートなど学校の運営上必要な面積の確保と豊島区の緑化条例を満たす緑化面積を確保した中で、最大限、歩道状空地を確保できるよう計画している。そのため、これ以上の歩道幅を確保することは、面積要件的に厳しいと考えている。
- ・植栽を道路側に出すというお話もあったが、現状の道路には歩道がない状態であったところを、できる限り歩道状空地をつくりだし安全な道路空間をつくる観点から計画しており、現状よりも改善されているものと考えている。

(委員)

- ・歩道部分の土地は区に提供するのか。

(事業者)

- ・今回は学校の方で敷地内の管理を行うこととなっており、自主的な歩道上空地となっている。
- ・独立の樹木とすると緑化面積が不足してしまうため、今回お出しした計画は精一杯の歩道状空地を確保していると考えている。

(委員)

- ・特に出入口が狭くなっているので、そこが少し改善されると良い。

(事業所)

- ・バリアフリーの観点については、道路との境界にL字側溝が入っており、100mm程度の段差ができてしまう。工事の関係から、その部分をバリアフリーとすることが難しい。行政と一緒に作っていかざるを得ないと考えている。

(委員)

- ・過去の立教大学の事例では、もともとの計画は下がっていなかったものを最後は下げてください、安全なものとなっている。

(委員)

- ・色彩について、使用している基本色が明度8.5と4の組み合わせで、使用可能範囲のぎりぎりのほぼ黒と白の配色となっている。使用可能範囲ぎりぎりの色については、民間の建築物であっても注意しており、公共建築でそういった色を使用するのは如何なものかと思う。景観審議会では、白であればN8.0以下を推奨している。また、N4もほとんど黒色に近い。
- ・東京の屋根色はいぶし銀が一般的なので、それも踏まえ、屋根色を考えて欲しい。
- ・現計画はコントラストが強い色彩となっているので、もう少し穏やかな色の方が落ち着くのではないかと思う。無彩色よりも色味がある方が温かみもあり、学校建築にふさわしいのではないかと思うので、もう少しコントラストを弱め、0.5程度の少し柔らかい色味を使用した方が良いと考える。これは、単身者マンションによく使用されている色味でもある。

(事業者)

- ・壁面の色彩については、何パターンか検討しており、アースカラーを基調としたものについても提示して、東京都と打ち合わせしている。最近の建物はシャープな色調のものが多く、無彩色を基調とし、植栽を映えさせる計画となっている。全体の色相は変更しづらいところがあるが、使用可能範囲ぎりぎりの色を使っており、コントラストが強すぎることにについては改善したい。
- ・庇が窓の上に出ており、庇の先端と軒部分が白、壁面が黒のイメージでラインが出るようにコントラストを出している。

(委員)

- ・市松模様など、コントラストの強い模様には不快感を感じる人もいます。それに近いデザインになってしまっていると思うので、少し考慮した方が良いと思う。

(委員)

- ・周辺住宅に対して、大きな黒い壁をつくっているのので、そのような観点からも景観を考えて頂きたい。

(委員)

- ・緑化基準の算定の根拠や樹種などの資料は出てこないのか。資料の中に、緑化基準の算出根拠や樹種の種類や既存樹なのかどうかなどの情報が入っていると判断の基準になり、こちらからもアドバイスができる。
- ・擁壁詳細図P15について、Bの部分は歩道を3.4m程取っている。A、Dの部分では、歩道とほぼ同じグラウンドラインに植栽している。この部分に植栽をしている理由が、擁壁の立ち上がりを隠すためなのであれば、歩道状空地を確保するために、グラウンドラインの植栽の面積を狭めたり、つる性の植物にするなどの工夫ができると思う。そこを少し考えて頂きたい。特にAの部分は立ち上がりはBの部分と比べて低くなっているのので、グラウンドラインの植栽を調整することで、北側と西側の歩道状空地の幅を広げることができると思う。
- ・P18を見ると、高校生が2列に並んで歩くと追い越しができないことや、自転車も通ることを考えると北側の歩道幅は少し狭いと思う。緑化や低木の基準を勘案しながら、植栽を調整することで、敷地内の面積を狭めることなく、既存樹木を残し、ツリーサークルを配置しながら迂回するように歩道幅を広げることでもできると思う。
- ・北側と西側はスクールゾーンとなっており、道路の重要性が高いので、少しは配慮して頂きたい。
- ・東側の緑地についても広くて良さそうなので、樹種の選定についてどのように考えているのか教えて欲しい。

(事業者)

- ・現在、詳細設計中で樹種の選定には至っていない。

(委員)

- ・樹種が特定されていなくても、各植栽がどのような意図で配置されているのか、例えば目隠しのための植栽など、設計時の意図が分かる資料があると、こちらでも設計の意図を汲んだ上でアドバイスができると思う。

(委員)

- ・アドバイザー会議の際には、樹種や外構図についても、床のブロックの色や製品カタログの写真なども資料を出して頂いている場合もある。

(事業者)

- ・できる限り、提出できる資料を用意し対応していきたい。

(委員)

- ・擁壁や正門部分の様子が分かる資料があると良いと思う。

(委員)

- ・北側道路が非常に大事だと思う。豊島高校と2つの中学校、日大芸術学部の校舎が一直線につながっている。この通りを将来の学園通りとして育てていく第一歩として、モデルとなるよう断面設計を行って頂きたい。ぜひ、敷地だけのことを考えるのではなく、北側の道路を一本デザインする意気込みで計画して欲しい。
- ・東北の桜をポイントにするのであれば、西北の角がもうひとつのデザインのポイントになると思う。そうすると、学園通りのそれぞれの角地がアイストップとなり、楽しく歩ける道につながっていく。
- ・周辺は密集した木造の住宅地の中に、計画敷地のような島状の空地があるので、それらを、周辺地域にとっての安心感につなげていく必要があると思う。今は大きなネットでグラウンドが囲われているが、中の子どもたちの動きと住宅地の目線が会話できるようになると良い。また、火災時には、敷地内に非難できるよう動線につながると良い。
- ・定時制のクラスもあるので、夜の景観についても考えて欲しい。先ほどの話にあった学園通りに面する4つの校舎が、夜になると真っ暗になるのでは、夜に一人で歩くのが危険な暗い通りとなってしまう。夜はどのような安心感を与えられるかを考えて頂く時に、夜間クラスで使う部屋の明かりが街にこぼれ出すような工夫があると良い。また、通りの明かりも庭園灯型にするのか街頭型にするのかなど、工夫があると思う。

(委員)

- ・擁壁部分や北側の部分などについて、また資料を提出頂き、アドバイザーを介した協議を行って頂きたい。

報告：景観事前協議後の経過について（西巣鴨橋）

(道路整備課)

資料の説明

(委員)

- ・橋の色彩について、どのような検討の結果N 8. 5 となったのか。

(道路整備課)

- ・P 4 に掲載している豊島区景観計画の色彩基準より、外壁基本色として使用できる中で一番明るい白色を選んでいる。
- ・パースについては印刷の都合から少し暗く見えているかもしれない。

(委員)

- ・現場で色見本を見て選定を行っているのか。

(道路整備課)

- ・日本塗装協会の色見本から選んでおり、現場も考慮している。

(委員)

- ・N8. 5はレインボーブリッジの色と同じもので、かなり白色に近い色となっている。自然界には基本低に白と黒が存在しないため、人工的で目立つ色であり、白色はランドマーク的に使用される色である。土木等で一般的に使用されるのは、オフホワイトと呼ばれるN8程度の色で、比較的穏やかで市街地にあう明度となっている。
- ・一度、大きな色見本を現場に持って行き、日が当たっている時の色や日陰となっている時の色を確認されると良いと思う。できれば、N8程度が汚れにも強く、推奨したい色である。

(委員)

- ・ものすごく大きい建造物なので、周辺に対する影響が大きくなる。1m角程度の色見本を3色程度並べて色を確認すると良いと思う。

(委員)

- ・この白さは少し不安である。

(委員)

- ・手摺が高さ1.5mあるが、手摺の面材はどういったものか。

(道路整備課)

- ・P5を見て頂くと分かりやすいと思うが、JR上空部分の面材が透明なアクリルとなっている。スカイツリーの眺望が良いため、透過性の高いものとしている。

(委員)

- ・アクリルの場合、汚されたり傷つけられる危険はないのか。

(道路整備課)

- ・板橋区の新河岸橋が同様にアクリルを使用しており、設置して何年も経過しているが、きれいな状態を保っている。

(委員)

- ・田端駅から東田端に向かう通りにあるふれあい橋はアクリルを使用しているが、だいぶ痛んでいる。アクリルの耐用年数は20年ぐらいではないか。

(委員)

- ・高欄の色はどう考えているのか。

(道路整備課)

- ・縦材は茶色で、横ビームはもう少し明るい色を考えている。アルミの基本色から選べるものが大体3色程度で、銀色、濃い茶色、薄い茶色となっており、その中で選んでいく。

(杉本委員)

- ・橋の基本色が白色の所に濃い茶色を入れるとコントラストが激しくなってしまう。
- ・国交省が定めているダークブラウンは明度が2と黒に近い色なので、白い橋に対して暗くなりすぎると思う。
- ・ダークブラウンなど暗くなりすぎると、柱が夜見えにくくなるなど、安全性上の問題もある。

(委員)

- ・土木の現場でも、建築でいう現場合わせでのカラースキームを行って頂くのが良いと思う。

(委員)

- ・カバーによって橋が重たく見えてしまっており、橋の端部分をシャープに見せたいという意図から前回カバーの話をしてきた。カバーを設置することを前提とした場合に、縦のスリットを入れてもあまりすっきりとした印象にはならないので、そのまま落としているところに少しテーパーをつけるだけで、薄みが出てくると思う。
- ・カバーは後付けのものなので、橋本体と色を変えた方が良いと思う。カバーの色は少し暗い色で、影とした方が薄くなって見えてくる。少し工夫するだけで、橋の重さが変わるののでぜひ行って欲しい。
- ・P12のパスで、横断歩道に渡る手前で急に角度がきつくなっているのが危ないと思う。なるべく緩やかなスロープにした方が良い。

(委員)

- ・橋梁や色彩については素人なので、一般市民の感想として聞いて欲しい。
- ・色彩については、高欄やカバーなど橋梁本体と耐久性や素材が違うもので、同じ色を塗装しても違う色になるのであれば、色を変えた方がすっきりすると思う。
- ・歩道のセミフラット化について、現状では、歩道幅から車道に転落することが一番の問題となっている。例えば、縁石の200を含めるのであれば、地覆の350の分を幅員に含むことはできないのか。

(道路整備課)

- ・高欄を橋本体にボルト等で接着しなければいけないため、本体に損傷が及んでしまうのを回避するために原案となっている。
- ・横桁の部分であり、上からの荷重を橋桁につたえる主要部材になっているため、損傷が及ぶことは避けたいと考えている。

議事2：景観重要公共施設の指定について

(事務局)

資料の説明

(委員)

- ・占用許可等の基準を新たに加えるのであれば、グリーン大通りに対しても記載をしなくていいのか。

(事務局)

- ・グリーン大通りについては、既存不適格となるものが多く、新たに占用基準の規制をかけることは難しいと考えている。
- ・景観特性としても保全型ではなく、占用基準を新たに厳しくかけることは考えていない。

(委員)

- ・景観計画のP 1 4 6において、景観重要公共施設に神田川とグリーン大通りが位置づけられ、整備に関する事項が示されていたのが、今回、新たに大門ケヤキ並木がそこに位置づけられ、占用許可等の基準が加えられるにあたって、グリーン大通りもどう考えるのかは示す必要があるのではないか。グリーン大通りに対する占用許可基準の考え方として、保全型ではない、積極的なにぎわい創出型の考え方を示した方が良いと思う。

(事務局)

- ・グリーン大通りについても整理する。
- ・グリーン大通りで地区計画をかける際にも検討しており、建築の一体性に配慮することと、建築物の壁面を利用する屋外の広告物は集約化を図らなければならないことの2点の規制がかけられた。

(委員)

- ・道路上に占用するものについて、グリーン大通りでは様々な使われ方を考えていく必要があり、その考え方を示す必要があるのではないか。広い歩道を積極的に使いこなしていく考え方を打ち出していくと良いのではないかと。

(事務局)

- ・オープンカフェやマルシェ等、現在行われている活動を踏まえ検討する。

(委員)

- ・グリーン大通りには既存不適格が多いというのはどういう意味なのか。

(事務局)

- ・グリーン大通り道路には、すでに突き出し看板等があり、大門ケヤキ並木と同様の規制をかけた場合、既存不適格となる看板が多く、同様の記載はできないという趣旨である。

(委員)

- ・グリーン大通りでは、置き看板について、きちんとした規制を設けることも考えられる。
- ・占用等の許可基準に関する方針について、なお書きを書くために道路占用基準の条文を記しているが、かえって分かりにくくなっているため、景観計画においてはなお書きではない方が良いと思う。

(委員)

- ・「日よけ、突出し看板等は、鬼子母神大門ケヤキ並木道の街並みと調和した意匠や形状とする。」という記述もあり、この書き方では、日よけや突出し看板が掲出できるように見えてしまう。

(委員)

- ・また、今の書き方では突出し看板の出幅が1メートル以上となってもいいという風に読まれてしまうので書き方を直した方が良い。

(委員)

- ・日よけ、突出し看板を禁止するのであれば、街並みと調和した意匠や形状とするといった曖昧な表現でなく、掲出しない旨をはっきりと示した方が良いと思う。

(事務局)

- ・この部分については、「敷地内に掲出する場合は」と修正する。

(委員)

- ・(3)で唐突に鬼子母神大門ケヤキ並木についてのみの考え方がくるので、資料の構成も見直した方が良いと思う。

議事3：景観形成特別地区の指定について

(事業者)

資料の説明

(委員)

- ・雑談になりますが、まちあるきが健康にいいことを証明しようと試みている研究がある。まちあるきの前後でストレスや疲労度を測ると、ガイドがついている場合とそうでない場合で大きく違って、同じコースを黙々と歩いているだけだと疲労が溜まるだけだが、各要所でガイドがあるとストレスがとれることが分かりつつある。その研究は医学的にも証明できそうなどころまで進んでいる。セルフガイドでも良いので、まちあるきの際に持って歩けるマップなどがあると全然違ってくると思う。
- ・参考資料3-2の、P2⑦のミニ開発の住宅の写真は載せていいのか。

(委員)

- ・いろいろと問題があるとも思ったが、意外とまちに溶け込んでいる。この通りでは子どもが遊んでいる風景も見られ、見方によっては良い面もある。

(委員)

- ・このミニ開発の事例は外構が全て駐車場になってしまっていて、植栽もないので、良い事例のように載せない方が良いと思う。
- ・一概に良い悪いがつかないものもあるので、写真がどんな良い景観を表しているのか説明が必要になる。
- ・雑司が谷地域は区内でも有数の景観資源の残っている地域なので、ワークショップの成果がまとめられ、広く目に触れられるようにされると良いと思う。

(委員)

- ・P10の⑦など道路の不法占拠に当たる事例も入っている。

(委員)

- ・柴又の帝釈天の参道は軒が1m以上道路に突き出しており、現状ではルール違反となっているが、それを認める方向で地区の景観形成を図る仕組みづくりを進めている。
- ・既存のルールに対して、特例的にローカルルールを上乗せしていく方法は、今後ありえるのではないか。

(委員)

- ・そのような際に協議会が判断するという仕組みができると良いと思う。そういった余地が残されていると良い。

(委員)

- ・大門ケヤキ並木沿道が一方通行化されるのであれば、ベンチ等を出しても良いのではないかと思う。

(委員)

- ・参考資料2-1に現地の路上構成物の写真が出ており、都管理と区管理のケヤキが分けられている。区管理が附属物で都管理が自然物の扱いになっているが、実質の管理や安全面にどのような違いがあるのか。

(事務局)

- ・都管理のケヤキは東京都が天然記念物として管理を行っており、剪定は樹木医の確認の上で行われ、2年に1回の頻度で樹木医による診断が行われている。
- ・景観重要公共施設に指定することで、区管理のケヤキについては、現在よりも質の高い管理を行っていきたいと考えている。

(委員)

- ・区が責任を持って安全判断等も行っていくということになるのか。枝の落下や倒木は今後必ず起こることだと思う。

(事務局)

- ・枝の落下等が起こった場合には、安全性を最優先し、都管理のものについても区の公園緑地課が対応することとなっている。

(委員)

- ・景観形成特別地区に指定され、ケヤキの管理を行っていくとなった場合に、何らかの保険をかけることはできないのか。

(事務局)

- ・ワークショップにおいても様々な意見を頂いており、区でも管理方法を検証しているところである。

(委員)

- ・道路の舗装は自然石（御影石）を使用とあるが、現状でいぶしのレンガで舗装されている部分もある。道路全てを御影石にするということか。

(事務局)

- ・その点も考慮し、「基本」としている。地元の方々から道路の中央の御影石の部分を残して欲しいとの要望があり、こういった書き方をしている。

(委員)

- ・議事資料の3-1に「他のエリアと重なる場合は本エリアを～」とあるが、これはどういう風に理解すればいいのか。鬼子母神エリアが優先されるという理解でいいのか。

(事務局)

- ・重なる場合と書いたが、このエリアの考え方では、一般地域の住宅地の考え方も入ってくるので、一般地域と景観形成特別地区のエリアと重なっていることになる。

(委員)

- ・ケヤキ並木から鬼子母神の駅までが古道で、本来であればその部分もエリアに含めたいという話があった。しかし、一体として考える場合には、大門ケヤキ並木のエリアとして、そのエリアのルールを適用するという方法が取ることができないかと思った。
- ・また、環状5の1とも重なっている部分があるので、その条件も踏まえた上で、鬼子母神のエリアの考え方が優先されるのかをお聞きしたい。

(事務局)

- ・そうしたいと考えている。

(委員)

- ・議事資料3-2にそれぞれのエリアの景観形成基準が記載されているが、商店街に関する基準などは、その他のエリアだけでなく、鬼子母神・大門ケヤキ並木沿道エリアにも適用されていいのではないか。また、そういった他のエリアにも適用できる記載がないか確認した方が良くと思う。

(杉本委員)

- ・鬼子母神・大門ケヤキ並木沿道エリアの指定をざっくりと楕円にし、ぼかして示している意図は何なのか。

(委員)

- ・最終的には、雑司が谷地域景観形成特別地区として、今回の資料の内容が景観計画に記載されるので間違いないか。それならば、その他の景観形成特別地区のフォーマットと合わせて資料を整理した方が分かりやすいと思う。

議事4：景観形成ガイドライン屋外広告物編について

(事務局)

資料の説明

(委員)

- ・P4に対象となる屋外広告物とあり、車体利用広告物と広告宣伝車が含まれているが、これらについても豊島区で何かの対策を講じられるのか。

(事務局)

- ・ガイドラインなので配慮事項を記載するのに留まる。
- ・区の土木管理課で屋外広告物の許可を出している。バスは車庫のある場所に応じて届出の義務が生じる。

(委員)

- ・最近、黄色の都バスを見かけ、このバスはどこが許可を出したものなのかと思っていた。

(事務局)

- ・特例許可の広告については、屋外広告物審議会での審査を通して、最終的には区で許可処理を行っている。

(委員)

- ・現在は業界団体が自主的に許可を出しており、その後、第三者評価を行っているという認識である。

(委員)

- ・都電でも、赤と黄色を車体を使用しているものなど、景観的にひどいものがある。もし、豊島区で都電等の屋外広告物に対しても意見できるのであれば、何とかして欲しいと思った。
- ・概念としての広告物と豊島区として規制ができる範囲とが分かると良いと思う。

(委員)

- ・都電は豊島区の魅力の一つでもあるので、意見できるようになると良い。

(委員)

- ・ P 15 の色彩計画の考え方について、イラストの真ん中のワイン色のようなものが悪い例として掲載されているが、これはある程度彩度も落としており、認めてもいいのではないかな。
- ・ 落ち着いた街並みの中では、白地が多すぎるものが逆に浮いてしまう場合もある。

(事務局)

- ・ ご指摘のイラストについては、もう少し彩度の高い色で例を示す。

(委員)

- ・ アドバイザー会議で屋外広告物を取り扱ったことは数える程度だが、このガイドラインによって事前協議の案件が増えることはあるのか。

(事務局)

- ・ 屋外広告物の事前協議は区職員で対応している。

(委員)

- ・ 新宿区では、屋外広告物のアドバイザーを2名配置している。

(委員)

- ・ 屋外広告物は配慮事項のみだからこそ、アドバイザーを入れて審査するなどの体制づくりを考えた方が良くと思う。区域全てを見るのは不可能なので、グリーン大通りなど重点的に行うエリアはそのような体制づくりも見据え、区としての姿勢を示したほうが良いのではないかな。

(委員)

- ・ P 7 について、豊島区の屋外広告物の良い事例を紹介すると良いと思う。
- ・ 南池袋公園のカフェやグリーン大通りのニッセイビルなどは良い事例だと思う。

(委員)

- ・ 区で景観等の表彰は行っていないのか。表彰を行なっても、それを使用する機会がない場合もあるので、景観賞などを取った事例について、ガイドラインに掲載するといった使用を行なっていくことも重要だと思う。

(委員)

- ・ 広告に協力的な建物に補助を出しているところもある。

(委員)

- ・ 福井県では、広告を除却したことに対する表彰がある。広告を取り除くと景観が良くなるということも記載があると良いと思う。

閉会